

「中間まとめ」に係る検討を深める事項及びその考え方について (検討用)

1. 「中間まとめ」に記載された基礎的研究に係る主な項目(抜粋)

- (1) 個々の研究においては、動物を用いる当該研究の成果及び得られているヒト受精胚研究の知見を見極めて、この観点からもヒト受精胚へのゲノム編集技術を用いなければできない基礎的研究として適切かを考える必要がある。
- (2) ヒト受精胚を新たに作成して当該研究を進める必要性は、現時点では確認されない。
- (3) ヒト受精胚の関係取扱いの生命科学や医学への恩恵及びこれへの期待について、科学的合理性、社会的妥当性の観点からの整理としては、今後、研究が進展することを期待すれば、個別の研究が倫理審査委員会で判断されることを前提に、(ヒト受精胚へのゲノム編集技術を用いる研究のうち)胚の初期発生や発育(分化)における遺伝子の機能解明に資する基礎的研究において、容認される場合がある。¹
- (4) これまでのヒト受精胚の利用における慎重な取扱いの状況を鑑みれば、一般的に人に係る研究における取扱いや、これまでにヒト受精胚の利用について認められている研究に係る指針で定められているヒト受精胚の取扱いに準じた管理のもとで行われるべきである。特に、ヒト受精胚の取扱期間については、初期胚の段階の、原始線条の形成前までに限定する必要がある。また、研究に用いたヒト受精胚が確実に廃棄されることも必要である。
- (5) 研究者コミュニティが考える管理、慎重な手続きを経て、科学的合理性、社会的妥当性が認められる目的のために、基礎的な研究を実施することが望まれる。研究実施に際しては、透明性を保ち、その実施を公表するなど、社会に開かれた形で進めることが期待される。

¹ ヒト受精胚は、「人」への成長し得る「人の生命の萌芽」であり、特に尊重しなければならない。また、「研究材料として使用するために新たに受精によりヒト胚を作成しないこと」を原則とするとともに、その目的如何にかかわらず、ヒト受精胚を損なう扱いが認められないことを原則とする。

(出典:「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」(平成16年7月23日 総合科学技術会議))

2. 検討を深める項目（案）

次の項目が考えられるのではないか：

- (1) 1の(3)の”胚の初期発生や発育（分化）における遺伝子の機能解明に資する基礎的研究において容認される場合がある。”を判断する場合の留意事項
- (2) 1の(4)中の 及び に準じた管理に必要な事項の具体的例示
- (3) その他

3. 検討を深める項目の考え方の方向性

今後検討